



化学物質 自律的管理の第一歩



化学物質による労働災害を防ぐためには、その危険性や有害性を認識し、危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討し、実施することが重要です。この一連の取り組みをリスクアセスメントといいます。その第一歩として使用しているものが対象物質であるか確認し、適切にリスクアセスメントを実施しましょう。

① リスクアセスメント対象物の確認

I. SDS(安全データシート)がある場合 例) 水酸化カルシウム

製品安全データシート		
水酸化カルシウム		
		作成日2003年5月6日 改定日2006年10月14日 改定日2010年4月1日
1. 化学物質等及び会社情報		
化学物質等の名称:	水酸化カルシウム	
製品コード:	○○○	
会社名:	○○○株式会社	
住所:	東京都△△区△△町△△丁目△△番地	
電話番号:	03-1234-5678	
緊急時の電話番号:	03-1234-5678	
FAX番号:	03-1234-5678	
メールアドレス:		
推奨用途及び使用上の制限:	建築用、肥料、サラシ粉、豆炭、練炭、非鉄金属、パルプ、紙、食品添加物、農業化粧品原料(清浄用化粧品、頭髮化粧品)、基礎化粧品、メイクアップ化粧品、芳香化粧品、日焼け・日止め化粧品、爪化粧品、口唇化粧品、口腔化粧品、入浴剤	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類		
物理化学的危険性	火薬類 可燃性・引火性ガス	分類対象外 分類対象外
略		
3. 組成、成分情報		
化学物質		
化学名又は一般名:	水酸化カルシウム(Calcium hydroxide)	
別名:	消石灰(Slaked lime) (Hydrated lime) (Calcium hydrate)	
化学式:	CaH ₂ O ₂	
化学特性(化学式又は構造式):		
CAS番号:	1305-62-0	
略		
15. 適用法令		
労働安全衛生法:	名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令第317号)	

まず、塗料やシンナーなど、提供された化学品の SDS の「15.適用法令」を確認します。「労働安全衛生法 第 57 条の適用あり」、「労働安全衛生法 表示(または通知)対象物」などの記載があれば、リスクアセスメントの実施義務対象物質が成分として含まれていることとなります。

どの物質がリスクアセスメント対象物か書かれていない場合には、「3.組成及び成分情報」に記載された各成分の情報から「職場のあんぜんサイト」に掲載されている表示・通知対象物のリスト等で確認をします。

化学物質には複数の名称がある場合もあるため、CAS 番号での検索がおすすめです。検索した結果、該当すれば、リスクアセスメント対象物です。

(裾切値未満や主として一般消費者の生活の用に供されるための製品は対象外です)

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

検索

CAS番号を半角入力

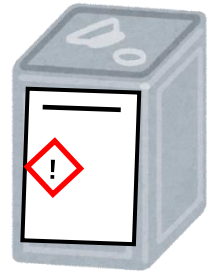
物質量またはCAS番号を入力して通知対象物質に該当するかを検索できます。



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

II. SDS がない場合

ラベル等に表示された化学物質名を「職場のあんぜんサイト」で確認し、対象であればメーカーから SDS を入手しましょう。化学物質名の記載がない場合は、メーカーに問い合わせる等の方法により、リスクアセスメント対象物であるか確認をします。特に、ラベルで絵表示を確認したら、リスクアセスメント対象物以外にも危険有害性を有する化学品は多く存在していることから、SDS で詳細を確認し、リスクアセスメントを実施するよう努めてください。



② リスクアセスメントの実施

CREATE - SIMPLE は、作業条件(含有率、換気、作業時間、保護具等)等を考慮することからコントロール・バンディングより精緻にリスクアセスメントを実施することができます。



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

③ その他の自律的管理

化学物質の自律的管理は、「化学物質管理者の選任」、「濃度基準値設定物質の管理」、「ばく露に関する労働者意見聴取」、「適切な保護具の選定」等、多岐にわたります。左下パンフレットのチェックリストを活用し、適切に自律的管理を行いましょ。

二次元コード



二次元コード



<改正内容の HP>

保護具耐透過性能一覧

略